

令和7年8月大雨災害に対する支援情報

8月12日(火) 現在
8月13日(水) 発行

8月10日から大雨によって被害に遭われた市民の皆様へ、心よりお見舞い申し上げます。
市では、一日も早く、市民の皆様が元の生活と安心して暮らせるまちを取り戻すために、次にお知らせします災害支援に取り組んでおります。

支援情報の詳細は市ホームページ（右記二次元コード）でもご確認いただけます。



①り災証明書の申請手続【問合せ】 税務課資産税係 ☎22-8206（市役所1階）

り災証明書は、各種の被災者支援制度の適用を受けるために必要な書類の一つで、家屋の被害程度について証明するものです。申請手続を下記の窓口、郵送等で行っています。

- 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時
- 受付場所 税務課資産税係、各振興局・振興センター
- 必要書類 【窓口受付】 申請書、被災写真（可能な限り）、本人確認のできるもの（運転免許証等）
【郵送受付】 申請書、被災写真（可能な限り）、本人確認のできるもののコピー

※同一世帯でない人による申請の場合は、委任状が必要です。

※現地確認及び証明書の発行は、後日となります。また、災害に係る証明書は、無料で交付します。

※補修を行う前に、被害家屋の写真を撮影しておいてください（浸水の高さ、破損箇所がわかる写真）。

②被災者への支援

支援物資の配分（日本赤十字関係）【問合せ】 福祉総務課地域共生係 ☎22-8440（市役所2階）

■配分対象 住家の全壊・流出・半壊・床上浸水

■配分内容・数量

- ・タオルケット 世帯人員枚数
- ・緊急セット（タオル、軍手、絆創膏、ラジオほか） 世帯人員4人ごとに1個
- ・バスタオル 世帯に1枚

日田市災害被災者住宅再建支援金【問合せ】 福祉総務課福祉総務係 ☎22-8203（市役所2階）

次のような被害に遭われた建物にお住まいの方は、日田市災害被災者住宅再建支援金が受けられます。

- ①【全壊】 ②【大規模半壊】 ③【中規模半壊】 ④【半壊】
- ⑤【準半壊（床上浸水）】 ⑥【準半壊に至らない一部損壊（床上浸水）】

■必要書類 住民票、り災証明書、通帳の写し、住宅被災写真（可能な限り）

③消毒液の配布【問合せ】 健康保険課感染症対策係 ☎22-8243（市役所6階）

住居の被害に遭われた人に、消毒液を配布しています。

- 配布物 消毒液（屋内消毒用：ベンザルコニウム塩化物液 500ml ※希釈して使用）
- 配布場所 3日以内窓口（市役所1階）、健康保険課感染症対策係（市役所6階）
- 配付時間 平日 午前8時30分～午後5時

④住家等にかかる土砂撤去【問合せ】 防災・危機管理課 ☎22-8363（市役所4階）

災害によって、家屋などに入り込んだ土砂や倒木の撤去を行います。対象となる施設は住居、公民館、集会所、及びこれらの施設への出入りに支障がある里道などです。

⑤行政相談【問合せ】 3日以内窓口 ☎22-8233（市役所1階）

8月の定例行政相談では、行政相談委員のほか大分行政監視行政相談センターから職員が来庁し、災害等に係る国・県・市の支援策などの問合せや相談等も受け付けます。

■日時 8月25日(月) 午前10時～正午 ■場所 市役所4階 401会議室

裏面もあります

⑥被災証明書の申請手続【問合せ】 防災・危機管理課防災・危機管理係 ☎22-8363（市役所4階）

被災証明書とは、自然災害による被害の事実を証明するものです（被災の程度を証明するものではありません）。証明書の発行は、原則として、被害を受けた事実に対して、立証、確認できるものについてのみです。

※事前に保険会社等に被災証明書が必要か確認した上で申請をお願いします。

■証明事項 被災の事実

■対象 動産（家財・車等）、被害程度の判定を必要としない住家・非住家

■受付時間 平日 午前8時30分～午後5時

■受付場所 防災・危機管理課防災・危機管理係（市役所4階）、各振興局・振興センター

■必要書類 被災証明願、被災状況が確認できる写真、本人確認書類（運転免許証等）

※証明願の確認欄には、被災場所の自治会長からの記入・押印が必要です。

※本人又は同一世帯員以外が申請する場合は、委任状が必要です。

⑦災害ごみの処理【問合せ】 清掃センター ☎23-0111 環境課生活環境係 ☎22-8208（市役所2階）

大雨によって被災し、壊れたり、使用できなくなった物品等は、災害廃棄物として清掃センターで無料で受け入れます。可燃物・不燃物などの分別をして、清掃センターに持ち込んでください。

■受入期限 **9月30日(火)** ■必要書類 被災証明書又は被災証明書

※大雨が原因で壊れたり使用不能となったりした物品等が対象です。災害廃棄物と偽って、被災していないごみ等を搬入してくる事例が見受けられます。このような便乗ごみ（被災していない又は以前から壊れていた物品等）の搬入は、災害ごみの処理に支障が生じますので、絶対に行わないでください。

※各証明書の受領前に災害ごみの処理を行いたい場合や受入期限までに災害ごみを持ち込めない場合は、清掃センターにお問い合わせください。

※運搬手段のない人は、年度当初に全世帯に配布している「家庭ごみ収集日程表」裏面の「粗大ごみ」に記載された許可業者にご依頼ください（有料）。

⑧農地・農業施設の被害調査【問合せ】 農業振興課基盤整備係 ☎22-8202（市役所3階）

- ・被災した農地・農業施設については、農業振興課基盤整備係又は各振興局・振興センターにご一報ください。
- ・被害調査を行う際、立会い等をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。
- ・被害が広範囲に及んでいることから調査に時間を要することが想定されます。

⑨市営住宅等の提供【問合せ】 建築住宅課住宅係 ☎22-8218（市役所5階）

住宅が**全壊**、**半壊**もしくは**床上浸水**などで住まいにお困りの人を対象に、市営住宅等を提供します。
※被害の程度によって提供期間が変わります。

⑩税金や使用料等の減免・猶予制度

災害等によって生活が著しく困難になった人には、税金等が減免される場合があります。また、税金等を一時的に納付できないときには、納付の猶予を受けられる場合があります。

※それぞれの支援制度には一定の適用基準が設けられていますので、詳細は支援制度ごとに記載している問合せ先にご相談ください。

■市県民税、国民健康保険税、介護保険料の減免

[税務課市民税係 ☎22-8396]

■固定資産税の減免

[税務課資産税係 ☎22-8206]

■市税等納付猶予

[税務課納税係 ☎22-8205]

■後期高齢者医療保険料の減免・支払猶予

[健康保険課国保・年金係 ☎22-8271]

■国民健康保険及び後期高齢者医療の一部負担金の減免・支払猶予

[健康保険課国保・年金係 ☎22-8271]

■国民年金保険料の免除

[日田年金事務所 ☎22-6174]

■上下水道料金の減免（住宅等の清掃用に使用した場合等）

[経営管理課窓口係 ☎22-8224]

■介護サービスの利用料の軽減

[長寿福祉課介護保険係 ☎22-8264]